

大分市配水管等維持管理業務委託
作 業 手 順 書

大分市上下水道局

第1章 共通事項

I 適用

- (1) 本作業手順書は、大分市上下水道局（以下「委託者」という。）が発注する大分市配水管等維持管理業務委託に係る水道相談業務、漏水時対応業務、技術研修企画・立案業務、仕切弁室点検業務及びその他附帯する業務について適用する。
- (2) 本作業手順書に記載のない事項は、仕様書及び関係諸法令を遵守し、施工しなければならない。
- (3) その他必要と考えられることについては、随時委託者との協議により決定する。

II 用語の定義

本作業手順書において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「委託業務」とは、大分市配水管等維持管理業務委託のことをいう。
- (2) 「道路」とは、道路法、建築基準法に規定する道路及び私道又は道路として第三者の通行の用に供している部分をいう。
- (3) 「水道施設」とは、水道水の送・配水施設の総称で、委託者の管理に属するものをいう。
- (4) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び止水栓等の給水用具をいう。
- (5) 「水道施設等」とは、水道施設及び給水装置をいう。
- (6) 「一次側」とは、給水装置における配水管から水道メーターまでをいう。
- (7) 「二次側」とは、給水装置における水道メーターから蛇口（給水栓）側をいう。
- (8) 「依頼者」とは、上下水道局に対し濁水や出水不良等に関する相談及び調査等を依頼した者をいう。
- (9) 「原因者」とは、故意又は過失により水道施設等を破損させた者をいう。
- (10) 「水道業者」とは、大分市上下水道局指定給水装置工事事業者をいう。
- (11) 「営業管理システム」とは、顧客情報及び給水台帳（給水装置図）をデータベース化した「大分市営業管理システム」のことをいう。
- (12) 「修繕工事管理システム」とは、過去の水道相談（直営工事含む）及び修繕工事等の履歴をデータベース化した「大分市修繕工事管理システム」のことをいう。
- (13) 「管路台帳システム」とは、水道施設をデータベース化した「大分市上下水

道管路台帳総合システム」のことをいう。

- (14)「業務区域」とは、仕様書において委託者の指示する区域をいう。
- (15)「水道相談報告書」とは、水道相談、漏水調査、直営修繕等の処理内容を記載する報告書をいう。
- (16)「修繕工事発注書」とは、修繕業務の施工を指示するために作成する修繕工事調書・修繕工事発注書をいう。
- (17)「漏水事故等報告書」とは、緊急対応が必要な漏水事故や水質事故等に関して、被害状況やその対応について作成する報告書をいう。
- (18)「水道施設等破損届」とは、水道施設等の破損事故において原因者が明確な場合、原因者が大分市上下水道事業管理者に対し提出する届をいう。
- (19)「減額水量報告書」とは、濁水や修繕対応等によりお客様の水道使用量を減じる場合に作成する報告書をいう。
- (20)「修繕工事受託者」とは、委託者が漏水修繕工事を委託している事業者をいう。

第2章 業務別実施要領

I 共通事項

- (1) 委託業務に係る水道相談等の電話対応は、上下水道局別館1階で行う。
- (2) 担当業務は、本業務区域における水道相談及び漏水時対応に係る業務とし、受託者はこれらの業務を責任持って処理すること。
- (3) 受託者は作業に必要な点検工具等を準備し、常に十分な整備をしておくこと。
- (4) 勤務時間外においても漏水事故等が発生した場合には、これに対応する体制を整えておくこと。
- (5) 委託者から連絡を受けた者は、必要に応じて通報者への連絡及び現場の確認並びに初期対応を速やかに行うこと。
- (6) 委託業務の遂行にあたっては、通行車両や歩行者の安全確保を最優先すること。
- (7) 受託者は、事業の事案ごとに指定する様式により報告書等を作成し、速やかに委託者に提出すること。また、受託者による判断が困難な事案については、委託者にあらかじめ報告すること。
- (8) 指定する様式は以下の通りとする。
 - ①水道相談報告書
 - ②修繕工事発注書

- ③漏水事故等報告書（一式）
- ④水道施設等破損届（一式）
- ⑤減額水量報告書
- ⑥その他委託者から提出を指示された様式等

Ⅱ 水道相談業務

1. 濁水・出水不良等の対応

- (1) 依頼者から電話を受けた場合は、状況を詳細に聞き取り、必要な資料（配水管図、給水台帳等）を準備した上で対応すること。なお、必要な資料については営業管理システム、修繕工事管理システム、管路台帳システムのデータ等を使用すること。
- (2) 濁水や出水不良等の原因としては、主に給水装置の閉塞、老朽化、外部からの衝撃等が考えられるが、水道施設等の破損が起因していることもあるため、現場付近の漏水調査を行うなど慎重に調査すること。
- (3) 配水管に濁水が発生していると考えられる場合は、早急に委託者に連絡すること。
- (4) 水道相談業務対応で水道メーターを取り外し、洗管作業等を行う場合は、配水管の管種、口径を考慮した洗管水量とすること。また、水道メーター接合後は給水装置内の空気抜きと簡易な水質検査を行った上で供給すること。
- (5) 濁水や出水不良等の原因が一次側にある場合は、その原因の究明を図るとともに、必要に応じて委託者と協議を行うこと。また、二次側に原因がある場合は、依頼者に状況の説明を行うとともに、修繕が必要な場合は水道業者に直接依頼してもらうこと。
- (6) においや味等の水質による苦情は、個人差によるものも大きく、季節や配水池からの到達時間等によっても変化するため、曖昧な説明を行わず、水道メーターを取り外して洗管及び残留塩素の測定を行い、におい・味に異常がないかを確認すること。また、周辺の調査も行い原因が水道水にある場合は速やかに委託者へ報告すること。
- (7) 異音・振動等の相談は、急激な水圧・水量変動や器具等の不具合によるものが考えられるため、現場周辺及び給水装置等の調査を行うこと。
- (8) 路面の陥没や弁栓の異常等について通報があった場合、速やかに現地へ向かい、現場の状況を把握するとともに、必要な安全対策を講じた上で直ちに委託者へ報告すること。

2. 市民からの通報による漏水調査

- (1) 調査にあたっては、業務に必要な資機材、装備等を準備すること。
 - (2) 事前に調査箇所の周辺状況を把握し、必要な資料（配水管図、給水台帳等）を準備した上で対応すること。なお、必要な資料については「1. 濁水・出水不良等の対応」(1)のとおりとする。
 - (3) 本調査に先立ち、通報内容との整合を確認の上、必要な資機材（鉄管探知機・音聴棒等）を使用し管路調査及び漏水の有無を確認すること。
3. 止水栓等の不良に関する相談（取替等簡易な修繕業務を含む）
- (1) 止水栓の不良を確認した場合、必要に応じて水道メーター周りのパッキンや止水栓（上部）の取り替えを行うこと。
 - (2) 受託者が直接行う止水栓等の取り替えは原則 20 mm以下とし、25 mm以上の止水栓の取り替えについては委託者と協議した上で着手すること。ただし、25 mm以上であっても第一止水栓による止水が可能な場合は、受託者の判断により取り替えることとする。
 - (3) 直営による止水栓の取り替えは、配水管への影響も大きいことから、必ず委託者と協議の上、実施すること。
4. 第三者による配水管等の破損への対応
- (1) 宅地内など公道外で水道施設等の破損の通報を受けた場合、水道業者の手配を原因者へ依頼し、破損した水道管の口径、漏水量等の状況を確認すること。
 - (2) 現場周辺の資料（配水管図、給水台帳等）及び資機材（圧着機、断水器等）を準備し、現場対応を行うこと。また、バルブ操作が必要な場合は早急に委託者に連絡すること。
 - (3) 小口径の給水管の破損であっても、至急止水しなければならない場合は、資機材（圧着機、断水器等）を使用するとともに、その対応について速やかに委託者へ報告すること。
 - (4) 破損した水道管の口径、破損の程度、漏水時間等、状況写真を含め記録し、原因者に水道施設等破損届を提出させること。

Ⅲ 漏水時対応業務

1. 漏水箇所の特定

- (1) 鉄管探知機、聴棒等を使用して管路調査を行い、漏水箇所を特定すること。
- (2) 漏水による路面の陥没があり、漏水量も多い場合は、必要な安全対策を施した上で、その状況を委託者に詳しく報告すること。

- (3) 漏水箇所が道路であれば、配水管及び給水管の確認を行うこと。また、宅地内であれば、水道メーターの一次側・二次側の確認をすること。
- (4) 給水管を取り替える場合は、所有者に対し修繕内容の説明と宅地内の掘削許可を得ること。
- (5) 修繕箇所周辺の交通状況や店舗等の状況を勘案し、施工方法の検討を行うこと。
- (6) 修繕工事発注書に具体的な修繕方法や現場状況等を記入し、修繕工事受託者へファックスにより発注を行うこと。
- (7) 漏水量が少量で、現場の安全が確保される場合でも、路面陥没又は出水不良等の二次災害の恐れがあることから、速やかに修繕工事を行うこと。

2. 関係行政機関への申請行為（道路掘削許可、道路使用許可等）

- (1) 道路掘削を伴う修繕工事の場合、所管警察署に緊急道路使用の許可申請を行うこと。また、道路管理者（国道・県道・市道等）に工事を行う旨を連絡すること。
- (2) 道路掘削後の路面復旧については、道路管理者と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 私道を掘削する場合は、土地所有者等の承諾を得ること。

3. 修繕工事の監督指導及び配水管止水対応

- (1) 受託者は、水道法及び関連する法令等を遵守し、現場における施工が粗雑、不良等による事故若しくは、衛生上の弊害が起こらないよう監督すること。
- (2) 受託者は、修繕工事受託者に対して修繕工事を迅速かつ適正に施工できる体制を整えるよう指導すること。
- (3) 公道掘削範囲は、工事に必要な最小限度とし、既設物件（建物及び地下埋設物）及び植栽等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (4) 修繕工事で事故が発生した場合、速やかに関係機関及び委託者に連絡するとともに、遅滞なく書面で報告すること。
- (5) 受託者は、修繕工事等において配水管の止水により断水が生じる場合は、委託者と事前に協議し、関係する住民に対し戸別訪問にて断水のお知らせを行うとともに、留守の場合はビラ等により周知すること。
- (6) 受託者がバルブ操作（洗管作業含む）を行う場合は、委託者の指示に従うこと。ただし、受託者は技術の向上を図り、特に口径75ミリ以下については、主体的にバルブ操作ができるよう努めること。

4. 修繕工事の工事完了手続

- (1) 修繕工事完了後、修繕工事受託者から提出された修繕工事報告書等の情報を営業管理システム及び管路台帳システムに入力すること。

IV 技術研修企画、立案業務

1. 技術の継承と技術力の向上を図るための研修の企画、立案

- (1) 技術研修の受講対象者は、原則として市内の水道工事事業者を対象とするが、局職員も参加できるよう配慮すること。
- (2) 技術研修は、年2回以上開催すること。
- (3) 研修テーマは、その都度委託者と協議し全市的な水道工事技術の向上につながるものを選定すること。
- (4) 研修テーマの選定にあたっては、委託者の研修施設を活用した研修のほか、実際の工事現場における研修、専門的かつ先進的な技術を持つ民間事業者からの外部講師を活用した研修など、工夫を凝らすこと。
- (5) 研修時に参加者を対象にアンケートを実施し、水道工事事業者等の研修ニーズを把握するとともに、他都市で実施している技術研修の先進事例を随時調査し、研修内容が恒常化しないよう常に改善に努めること。
- (6) 技術研修に使用する資機材、備消耗品等については、原則として委託者が準備する。
- (7) 技術研修の開催案内、参加者名簿の集約等の事務処理は、受託者が行う。

V 仕切弁室点検業務

1. 仕切弁室点検業務

- (1) 受託者は、現場での実施体制、工程計画、安全管理などを記載した業務計画書を作成し、委託者へ提出すること。
- (2) 受託者は、業務区域内の平成3年度以前に設置された仕切弁室約7,000箇所のうち、配水管更新計画(3ヶ年)のない仕切弁室6,000箇所を選定し、委託者の承認を得ること。
- (3) 点検項目は、鉄蓋の損傷劣化確認(ガタツキ、破損、表面摩耗、腐食、段差など)及び鉄蓋周りの舗装状態の確認とし、蓋の開閉は行わないものとする。
- (4) 点検した仕切弁室は、1箇所ごと点検結果報告書(1箇所につき1枚以上の状況写真を添付)を作成し、成果を毎年年度末までに提出すること。
- (5) 点検の結果、鉄蓋に不具合があり、緊急性があると判断された場合は、委

託者に相談のうえ、修繕工事の手続きを行うこと。なお、その場合は、付近住民へ工事の周知を事前に行うこと。